○○に関する システム・エンジニアリング・サービス契約書

株式会社〇〇(以下「甲」という。)と株式会社<mark>oo</mark>(以下「乙」という。)は<mark>oo</mark>に係るシステム・エンジニアリング・サービスに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条(業務委託)

甲は、甲の業務遂行に係るシステム・エンジニアリング・サービス(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条(委託業務の内容)

- 1 委託業務の内容は、別紙委託業務記載のとおりとする。
- 2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行する。

第3条(業務報告)

- 1 乙は甲に対し、本契約有効期間中、委託業務として実施した各月の作業内容を作業報告書として翌月第1営業日までに文書で報告するものとする。
- 2 前項の報告を受けたときは、甲は遅滞なくその内容を確認し、その結果を乙に通知するものとする。

第4条(対価)

- 1 甲は、乙に対し、委託業務の対価として、別紙記載の業務委託料(以下「業務委託料」という。) を支払う。
- 2 乙は、前条2項の通知を受領後、当該稼働月の翌月第5営業日までに甲宛の請求書を発行し、甲は、乙に対し、当該稼働月の翌々月○日までに業務委託料を乙の指定する金融機関の口座に振り込んで支払う。

第5条(業務推進体制)

- 1 甲及び乙は、委託業務を円滑に実施するため、委託業務の担当者の中から実施責任者(以下「実施責任者」という。)を定めるものとする。
- 2 甲及び乙は、委託業務に関する相手方からの指示又は依頼等の受理、相手方への報告又は 要請その他委託業務に関連する事項の連絡又は確認については、原則として実施責任者を通じ て行うものとする。
- 3 前項の事項のほか、乙の実施責任者は、乙の委託業務の担当者に対する指示管理を行うものとする。

第6条(指揮命令)

- 1 乙は、労働法規その他関係法令に基づき委託業務の担当者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、担当者に対する委託業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。
- 2 乙は、委託業務遂行上、乙の担当者が甲の事業所等に立ち入る場合、甲の防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させるものとする。

第7条(作業実施場所等)

- 1 委託業務の遂行上、甲の事業所等で乙が作業を行う必要がある場合、甲は当該作業実施場所(当該作業実施場所における必要な機器、設備等の環境を含む。)を、別途定める提供条件に従い、乙に提供する。
- 2 乙は前項により提供された作業実施場所における安全·衛生等管理規定を遵守しなければならない。
- 3 乙は第1項に基づき提供された機器、設備等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

第8条(資料等の提供及び取扱い)

- 1 乙から甲に対し、委託業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、甲は乙に対し、これらの提供を行う。
- 2 乙は前項により提供された資料等(以下「原始資料」という。)を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、且つ、委託業務以外の用途に使用してはならない。
- 3 乙は、委託業務の遂行に必要な最小限の部数を超えて、原始資料を複製してはならない。
- 4 甲が文書により請求した場合には、乙は直ちに原始資料及びその複製物の全てを甲に対して 返却するものとする。

第9条(再委託)

- 1 乙は、委託業務の全部又は一部を甲の事前の書面又はメール等の電子文書による承諾なくして第三者に再委託してはならない。
- 2 前項の承諾を得て、乙が委託業務の全部又は一部を再委託する場合には、乙は当該再委託 先に対し、本契約により乙に課される義務と同等の義務を負わせるものとし、乙は当該再委託先 の行為を自己の行為と同視して全ての責任を負うものとする。

第10条(情報セキュリティ基本契約の適用)

- 1 乙は、本契約が、両当事者間の情報セキュリティ基本契約書(以下「情報セキュリティ基本契約書」という。)の個別契約を構成することを確認する。
- 2 ただし、情報セキュリティ基本契約書第7条について、本契約の適用対象外とする。
- 3 取引に関連して乙より甲に開示される個人情報の取扱に関して、甲は次の行為をしないことを保証する。
- (1)法令に定める場合を除き、乙の事前の承諾なく個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること
- (2)個人情報について本契約及び個別契約の範囲を超えて使用し、複製し、改ざんすること
- 4 甲及び乙は、業務上知り得た個人情報の適切な取扱いのために個人情報の漏えい、盗難、滅失、毀損、改ざん、本条の違反等(以下「事故」という。)の防止、その他の必要な措置を講じる。
- 5 甲及び乙は、自己の役員及び従業員に対し在職中及び退職後においても個人情報を第三者に提供し、また、本契約又は個別契約と異なる目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に必要な事項を周知する。
- 6 甲及び乙は、個人情報の事故が発生し、又は発生するおそれのある場合、直ちにその旨を相手方に報告し、事故の原因を協議、調査し、損害の拡大防止に必要かつ適切な措置を講じる。

第11条(著作権の帰属)

- 1 委託業務の遂行の過程において乙が作成するドキュメント等その他一切の資料に係るすべての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)その他の一切の権利は、甲に帰属するものとする。万一、かかる資料に関する著作者人格権を乙が保有する場合であっても、乙はかかる著作者人格権を、甲又はかかる資料に関して甲の許諾を受けた者に対し、一切行使しないことを約束する。
- 2 乙は、前項の資料を委託業務の遂行以外の目的で利用又は使用してはならないものとする。また、乙は、第三者に対して前項の資料を提示、開示、引渡し等してはならず、また、利用もしくは使用させてはならないものとする。
- 3 本条による権利譲渡等の対価は業務委託料に含まれており、当該権利譲渡等に伴って業務委 託料とは別個の対価の支払い義務が甲に発生することはないものとする。

第12条(特許権等の帰属)

- 1 委託業務の遂行の過程で生じた発明、考案等(以下「発明等」という。)に係る特許権その他の産業財産権(産業財産権を受ける権利を含む。)は、甲に帰属するものとする。
- 2 前項の権利を甲に帰属させるため、乙は、自己の責任と費用負担において、発明等を行った者との間で権利の承継その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 本条による権利譲渡等の対価は業務委託料に含まれており、当該権利譲渡等に伴って業務委

託料とは別個の対価の支払い義務が甲に発生することはないものとする。

第13条(契約期間)

- 1 本契約の有効期間は、2025年○月○日から2025年○月○日までとし、契約期間の延長を要する場合、期間満了の1ヶ月前までに、契約内容を甲乙協議のうえ、別途覚書を締結し(覚書は甲の判断によりメール等の電子文書にて代替できるものとする)、以後も同様とする。
- 2 本契約が期間満了又は解除その他の事由により終了した場合であっても、第8条第2項から第4項まで、第9条第2項、第10条から第12条まで及び第15条から第18条までの規定は、引き続き効力を有する。

第14条(引き抜きの禁止)

- 1 甲および乙は、契約期間中および契約終了後1年間は、相手方の事前の文書による承諾な く、相手方の人員または顧客を直接的または間接的に勧誘・業務の提示・雇用・契約してはなら ない。
- 2 前項における「人員」には、相手方の役職員のみならず、独立の請負業者として相手方が雇用し、本契約の過程において直接接触する個人または企業を含むものとする。

第15条(解除)

- 1 甲又は乙は、相手方に次の各号に該当する事由の一が生じたときは、何らの催告なくして直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 本契約に違反し、相手方から相当の期間を定めた書面による催告を受けたにもかかわらず、 その期間内にかかる違反を是正しないとき
- (2) 本契約を維持し難い重大な過失又は背信行為があったとき
- (3) 乙が情報セキュリティ基本契約書に違反したとき
- (4) 乙による委託業務の遂行が困難であると認められる相当の理由があるとき
- (5) 支払停止に陥ったとき、その他財政状態が悪化し、又はその虞があると認められる相当の理由があるとき
- (6) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (7) 仮差押、仮処分、又は差押の命令もしくは通知があったとき
- (8) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立があったとき
- 2 甲又は乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとする。
- 3 本条による解除は、当該解除の原因を生じせしめた相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第16条(損害賠償)

甲又は乙は、相手方の契約違反その他相手方の責に帰すべき事由により損害を被ったときは、 相手方に対して当該損害の賠償を請求することができる。

第17条(権利義務の譲渡禁止)

甲及び乙は、本契約により生じる権利又は義務を、相手方の事前の書面による承諾なくして、第 三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保を設定してはならない。

第18条(協議)

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ友好的に解決する。

第19条(管轄)

本契約について訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第20条(反社会的勢力ではないことの誓約等)

甲および乙は、本契約締結時に、次の各号に掲げるものが反社会的勢力(甲乙間で締結した「反社会的勢力の排除に関する覚書」(以下「反社会的勢力の排除に関する覚書」という。)第2条に規定する反社会的勢力をいう。)でないことを改めて誓約する。

本契約締結の証として、本書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的処理を施し、双方保管するものとする。

2025年<mark>0月0</mark>日

甲:

Z :

(別紙)

委託業務

- $(1)_{00}$
- (2)その他上記に付随する業務
- 1. 作業実施場所 甲の指定する場所
- 2. 業務委託料

甲の乙に対する業務委託料は、次のとおりとする。

- (1) 業務委託料の月額は、次のとおりとする。
- 月額 金<mark>0</mark>,000円(消費税相当額を除く。)
- (2) 委託業務の開始日又は終了日が月の途中である場合、その月の業務委託料は次式により計算された額とする。
- 業務委託料×当該月の委託業務実日数 / 当該月の甲の営業日数
- (3) 1ヶ月あたりの作業工数は1人月とする。

また1人月の算定基準は、次のとおりとする。

- 1人月=当該作業月の合計作業時間 140時間から180時間まで
- ただし、当該月の作業時間が180時間を超える場合又は140時間を下回る場合は、

次の算式による調整金額を委託料に加算又は減算する。

- ① 180時間を超える場合の委託料
- = 委託料単価+{(当月作業時間-180時間)×(下表に定める調整金単価)}
- ② 140時間を下回る場合の委託料
- = 委託料単価-{(140時間-当月作業時間)×(下表に定める調整金単価)}

【調整金単価の計算基準表】作業時間	 調整金単価	備 考
180時間	 1時間につき <mark>o,o</mark> 円	月額÷180時間で算出し、 10円未満切り捨て (<mark>15</mark> 分単位)
		月額÷140時間で算出し、
140時間	┃ ┃ 1時間につき <mark>0,0</mark> 円	10円未満切り捨て (<mark>15</mark> 分単位)

[・]契約期間の延長または途中解約=1ヶ月前までにメールにて通知します。

[※]途中退場の場合は協議の上、決定させていただきます。